

**さいたま市告示第1441号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年9月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市緑区大字三室字東宿2090番5、2090番6、2090番7、2090番8、2090番9（第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市南区南本町一丁目3-1  
昭栄建設株式会社 代表取締役 岡田 紘和
- 3 許可番号  
令和7年7月25日  
第 変 - S 2 0 2 3 0 5 8 号
- 4 検査済証番号  
令和7年9月8日  
第 完 1 S 2 0 2 3 0 5 8 号